

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第546号)

平成20年5月14日

横情審答申第546号

平成20年5月14日

横浜市病院事業管理者

原 正 道 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成19年9月3日病市経第439号による次の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

「横浜市立市民病院2004年4月14日及び15日の特定個人に係る分

- 1．処置カード
- 2．処置カード（T - 05）
- 3．当直日誌
- 4．検査依頼書及び検査伝票」の個人情報非開示決定に対する異議申  
立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市病院事業管理者が、「横浜市立市民病院2004年4月14日及び15日の特定個人に係る分 1. 処置カード 2. 処置カード(T-05) 3. 当直日誌 4. 検査依頼書及び検査伝票」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市立市民病院2004年4月14日及び15日の特定個人に係る分 1. 処置カード 2. 処置カード(T-05) 3. 当直日誌 4. 検査依頼書及び検査伝票」(以下「本件個人情報」という。)の個人情報本人開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市病院事業管理者(以下「実施機関」という。)が、平成19年7月18日付で行った個人情報非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。)第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 処置カード及びT-05

T-05は、市民病院物品センターにおける処置カードの管理上の記号であり、同一文書であると判断した。処置カード(T-05)とは、一部の病棟で処置に関する職員間の業務引継ぎ等に使用されているものであるが、救急外来及び南2階病棟では使用していないことから、2004年4月14日及び15日に救急外来及び南2階病棟にて受診した特定個人に対しては使用していない。

## (2) 当直日誌

2004年4月14日及び15日の市民病院当直日誌には、患者名等個人情報の記載は無い。

## (3) 検査依頼書及び伝票

横浜市立市民病院(以下「市民病院」という。)では、医師からの検査指示をオーダーリングシステム(以下「システム」という。)により行っている。したがって、検査依頼書は特定個人に対して使用していない。

また、検査伝票は、一部の検査に関して使用するもので、2004年4月14日及び15日

に特定個人に対しては使用していない。

(4) その他

異議申立書に指摘のある「カード又は出・退勤に関する書類」については、誤って記載したものである。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 本件処分に係る記載のうち、「カード又は出・退勤に関する書類」との記載は請求書に記載していないものであり意味不明である。

(3) 処置カードについて

個人情報非開示理由説明書では、処置カード保有していない理由として、「一部の病棟で業務引継ぎ等のため使用しているものですが、救急外来及び南2階病棟では使用していない・・・」という。

しかし、申立人が入手した、別紙「印刷物一覧表」（市民病院が用いている印刷物の一覧表）には、「処置カード・青T-05」と明記されている。よって、「処置カード・青T-05」は、一般的に使われているものと推測される。

処分庁は「一部の病棟で使用されている」というが、その一部とはどの範囲か、どうしてその範囲のみにとどまるのかを説明し、かつ、どうして救急外来及び南2階病棟では使用していないのかその理由を具体的に説明すべきである。そうでなければ救急外来及び南2階病棟では使用していないとの説明を認めることはできない。

(4) 当直日誌について

当直日誌が全く存在しないとは考えられない。

患者名等個人情報の記載はないという（個人情報非開示理由説明書）が、それが事実か実際に調査されたい。また、ここにいう「市民病院当直日誌」以外に、病棟単位あるいは当直医単位の日誌が作られているのではないか。当直医がその日の出来事をまとめて記録するような文書は存在しそうなものである。

(5) 検査依頼書及び伝票（救急外来と南2階分）について

存在しないはずはない。「オーダリングにより依頼しているので文書は存在しない」との説明を受けているが、個人情報保護条例は横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）の対象と

なる行政文書に記録されたものを対象としており、情報公開条例では「電磁的記録」すなわち「人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録」も対象になるので、保有していないとはいえない。非開示理由説明書では、検査依頼書について、システムにより行っているので「検査依頼書」は使用していない、などと言うが、検査依頼書という様式の書面でなくとも検査を依頼する文書(電磁的記録を含む)が対象となるのであるから、それが存在する以上、存在することを前提とした開示非開示の決定をすべきである。

また、検査伝票は一部の検査に関して使用するものだというが、どのような検査について用いるのかを明らかにし、2004年4月14日及び15日には使用していないことについて具体的に説明すべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件個人情報について

実施機関は、個人情報非開示理由説明書において、T - 05とは処置カードの管理上の記号であり、T - 05と処置カードは同一文書であると説明していることから、本件個人情報は、市民病院の2004年4月14日及び15日(以下「当該日」という。)の処置カード、当直日誌、検査依頼書及び検査伝票に記録された特定個人の情報である。

### (2) 本件個人情報の特定について

ア 実施機関は、市民病院では、医師からの検査指示をシステムにより行っているため検査依頼書は特定個人に対して使用していないと主張している。それに対し、申立人は、個人情報保護条例は情報公開条例の対象となる行政文書に記録された保有個人情報を本人開示請求の対象としており、情報公開条例では電磁的記録も行政文書であるとされているので、本件個人情報を保有していないとはいえないと主張している。このため、当審査会は、平成20年1月22日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) まず、処置カードについてであるが、市民病院では、以前、医師が指示簿に処置内容(注射など)を記録し、指示簿を確認した看護師がそれを処置カードに転記し、他の看護師が処置カードに記録されている処置を行うという業務の流れが基本であり、処置カードは処置を行った後に廃棄していた。しかし、今から10年ほど前に、医師が指示簿に記録した処置内容を確認した看護師が直接処置を施すように業務の流れを変更したため、処置カードは本来の用途で使用されることがなくなった。現在は、一部の病棟の一部の職員が在庫分をメモ用紙として使用し

ているが、特定個人が診療を受けていた救急外来と南2階病棟においては、当該日以前から備え付けられておらず、当該日においても、いつもどおり使用しなかったものであり、よって、特定個人に係る処置カードは存在しない。

- (イ) 次に、当直日誌についてであるが、市民病院においては、市民病院当直日誌のほかに、救急診療業務日誌、病棟管理日誌、看護管理日誌がある。救急診療業務日誌については、これまでのやりとりから、本件請求時に申立人はその存在を知っていたものであり、その上で「当直日誌」と開示請求書に記載して請求しているため、あくまでも当直日誌に記録された特定個人の情報を探しているものと解釈し、記録されていないため非開示とした。

なお、看護師が記録する病棟管理日誌及び看護管理日誌については、本件請求後に本人開示請求があったため、それぞれ開示決定等を行った。

- (ウ) 次に、検査依頼書についてであるが、検査依頼書という名称の帳票は存在しない。検査依頼に用いられるものと考えた場合、システム内の情報と検査伝票が相応する。しかし、申立人は、本件請求以前にシステム内の特定個人情報の開示決定等を受けていたことから、本件請求時には、当該日における一般的な検査はシステムを介して依頼・実施されていたことを知っており、その上で「検査依頼書」と記載して本件請求を行っているため、システム内の情報を求めているものではないと考えた。また、検査伝票は複写式の帳票であり、検査の申込み、検査結果の報告、検査料金の会計等に兼用するものであるため、検査依頼にも用いられるものであるが、申立人は、本件請求において、別途、検査伝票に記録された特定個人情報を請求していることから、あくまでも検査依頼書という名称の帳票に記録された特定個人情報を求めているものと考え、そのような帳票は存在しないため、個人情報も存在しないと考え、非開示とした。

- (I) 市民病院においては、平成15年1月からシステムを導入し、検体検査については検査伝票ではなくシステムにより行うこととした。そのため、検体検査の検査伝票は、システム導入後においてはシステム停止時以外使用していない。しかし、一部の検査を除く生理検査についてはシステム導入後もしばらくの間、検査伝票を併用しており、当該日もその状況にあった。そのため、当該日の検査伝票に記録された特定個人の情報という請求に対しては、検査伝票の帳票のほか、検査伝票の用途に相応するシステム内の情報に含まれる特定個人情報が対象となり得る。しかし、上記と同じ理由から、申立人はシステム内の情報ではなく、検査伝

票という帳票に記録された特定個人の情報を求めているものと考えた。

(オ) 検査伝票は複写式のため、一つの検査伝票に会計用、報告用など複数の頁が存在する。会計用の検査伝票などはその用途が終了した後に廃棄する取扱いとしており、検査結果が記録される報告用の検査伝票は、診療録に検査結果を転記後に廃棄する、又は診療録に添付して保存するという取扱いであった。このため、本件請求を受け、特定個人の診療録に当該日の報告用の検査伝票が添付されていないかを確認し、添付されていなかったため、非開示とした。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 特定個人に係る処置カードの不存在について

実施機関の説明によれば、当該日において、既に、処置カードは処置カード本来の使用はされていなかったとのことであり、また、特定個人が診療を受けていた救急外来と南2階病棟には備え付けられていなかったとのことである。このような状況からみれば、当該日に特定個人に対して処置カードが使用されたとは考えられず、このため、特定個人に係る処置カードは存在しないとする実施機関の説明は特段不合理とはいえない。

(イ) 当直日誌に記録された特定個人の情報の特定及び不存在について

実施機関は、申立人は当直日誌に記録された特定個人の情報を求めていると解釈し、記録されていないため非開示としたと主張しているのに対し、申立人は、意見書において、病棟単位あるいは当直医単位の日誌があるのではないかと考えて請求したものであると主張している。

本件においては、個人情報の特定に資する申立人との調整が不足しているため、上記のように文書の特定についても両者の主張の齟齬がみられ、個人情報本人開示制度の適正な運用という観点からは望ましいものではないが、このような状況下で、実施機関が開示請求書の記載から、請求個人情報を当直日誌に記録された特定個人の情報と判断したことは、不当とまではいえないと判断した。

当審査会は、当該日の市民病院の当直日誌を見分し、特定個人の情報が記録されていないことを認めた。このため、実施機関が不存在としたことは不合理ではない。

(ウ) 検査依頼書及び検査伝票に記録された特定個人の情報の特定及び不存在について

a 異議申立書及び意見書の記載から、申立人の主張は、個人情報保護条例にお

ける保有個人情報情報は情報公開条例の規定する行政文書に記録されているものであり、情報公開条例が規定する行政文書には電磁的記録も含まれるのであるから、検査依頼書及び検査伝票に相応するシステム内の情報を特定すべきというものと解される。確かに、情報公開条例が規定する行政文書には電磁的記録も含まれ、また、一般的に、請求対象の個人情報情報が不明確な場合は、開示請求者の利になるように広く解釈することが望ましいものである。しかし、実施機関の説明によれば、本件請求以前のシステム内の特定個人の情報の開示決定等から、申立人はシステムの存在を認識した上で、「検査依頼書及び伝票」と記載して本件請求を行っているとのことである。当審査会が確認したところ、確かに申立人あて上記開示決定等が行われていたことが認められた。このため、申立人はシステム内の情報以外の特定個人の情報を求めているものと実施機関が判断し、システム内の情報を請求対象とせずに、検査依頼書と検査伝票のそれぞれの帳票に記録された特定個人の情報を特定したことは、不当とまではいえない。

b 実施機関は、事情聴取において、検査依頼書という名称の帳票は存在しないと説明する。しかし、個人情報非開示理由説明書においては、検査依頼書は特定個人には使用していないと説明している。このように、実施機関の説明は、一貫性がなく、不明確なものであることは否めないが、実施機関の説明の当否はともかく、当審査会は、検査依頼書という帳票の存在を推認させる事情を認めることはできなかつたため、検査依頼書は不存在であり、そのため特定個人の情報も存在しないとする実施機関の説明は不合理ではないと判断した。

c 実施機関は、特定個人の診療録を確認したが、当該日の検査伝票は添付されていなかったと説明しており、また、前記ア(オ)の市民病院での検査業務の流れを前提に考えれば、診療録以外の場所に検査伝票が存在しているとは考えられない。よって、当審査会は、特定個人に係る検査伝票は存在しないとの実施機関の説明は特段不合理ではないと判断した。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

なお、本件の個人情報非開示理由説明書における本件個人情報不存在の説明は、具体性、明確性に欠け、非常にわかりづらいものである。本件個人情報が記録され

ている文書が存在しない理由を説明する上で、業務についての説明も必要な場合はそれも併せて記載するなど、丁寧な説明を心がけるべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年9月3日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年9月12日 (第111回第二部会) 平成19年9月13日 (第113回第一部会) 平成19年9月21日 (第46回第三部会)	・諮問の報告
平成19年10月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年10月26日 (第114回第二部会)	・審議
平成19年11月9日 (第115回第二部会)	・審議
平成19年11月30日 (第116回第二部会)	・審議
平成19年12月18日 (第117回第二部会)	・審議
平成20年1月22日 (第119回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成20年2月8日 (第120回第二部会)	・審議
平成20年2月22日 (第121回第二部会)	・審議
平成20年3月14日 (第122回第二部会)	・審議
平成20年3月28日 (第123回第二部会)	・審議